

災害時における輸送業務に関する協定

向日市（以下「市」という。）と都タクシー株式会社（以下「都タクシー」という。）との間において、災害時における人員等の輸送について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、向日市内において、災害等が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、市から都タクシーに対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策を円滑に遂行することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 市は、災害時において、都タクシーに対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

(1) 一般貸切旅客自動車(以下「事業用自動車」という。)による災害時要配慮者等の輸送業務

・災害時要配慮者の定義

協定における事業用自動車の旅客の対象者である災害時要配慮者とは、災害時に、その状況に応じて適切かつ迅速に行動することができない市民のうち、病人、負傷者、妊産婦、障がい者及び高齢者等とする。

2 都タクシーは、市から要請を受けたときは、公共輸送機関としての責務を十分に自覚し、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して輸送業務等の協力を行うものとする。

3 1項の要請により人員を輸送する避難所等は、向日市地域防災計画に定める指定避難所のほか、市が指定する避難場所とする。

（要請の方法）

第3条 前条の要請は、文書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（事業用自動車の供給手続）

第4条 市は、都タクシーから事業用自動車供給の協力を受け事業用自動車を運行したときは、供給の協力が完了した後、速やかに使用状況について事業用自動車使用確認通知書（第2号様式）により都タクシーに通知するものとする。

2 都タクシーは、市から要請を受け事業用自動車を運行し、前項の通知を受けたときは、事業用自動車使用報告書（第3号様式）により、市に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 市は、市の使用に係る事業用自動車の経費（燃料費及び人件費等の実費負担額）を負担する。

2 都タクシーは、前項の規定により、実費負担額が確定したときは、経費明細書等を作成し、市から通知された事業用自動車使用確認通知書を添付のうえ、経費を請求するものとする。

3 市は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に、経費を支払わなければならない。ただし、経費の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（事故等）

第6条 都タクシーの供給した事業用自動車が故障その他の理由により運行の継続が困難な場合は、都タクシーは、速やかに当該事業用自動車を交換のうえ、引き続き供給協力を行うものとする。

2 都タクシーは、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、市に対し、事業用自動車事故報告書（第4号様式）により速やかにその状況を報告するものとする。

（旅客及び第三者に対する責任等）

第7条 都タクシーは、第2条により要請された業務の運行に際し、都タクシーの責に帰する理由により、旅客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、その際に生じた業務従事者に対する災害補償も都タクシーが負うものとする。

(損害賠償)

第8条 市は、その責めに帰する理由により、使用中の事業用自動車を損傷し、又は滅失したときは、都タクシーに対しその損害を賠償する。

(災害補償)

第9条 この協定に基づいて協力業務に従事した都タクシーが雇用する運転者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、都タクシーが対応するものとする。

(車両の通行)

第10条 市は、都タクシーが第2条により要請された業務の運行に際し、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(防災訓練等への参加)

第11条 都タクシーは、平常時においても市が実施する防災訓練等へ業務に支障をきたさない範囲で参加するものとする。

(期間及び改廃)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、市または都タクシーが、この協定を改正し、または廃止しようとするときは、その3か月前までに相手方に文書をもって通知しなければならない。

2 協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、都タクシー両者押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月19日

京都府向日市寺戸町中野20番地

京都府向日市長

京都市南区上鳥羽塔ノ本30番地2

都タクシー株式会社

代表取締役社長